

会 長	事務局長	係

第 8 3 7 回

宿 毛 市 農 業 委 員 会 会 議

1. 日 時 令和 3 年 5 月 7 日（金曜日）午後 1 時 3 0 分

2. 場 所 宿毛市役所 3 階 委員会室

3. 出席者（15名）

1 番 稲田 義敬	2 番 山口 一晴	3 番 濱田 頼之
4 番 山本 欣史	5 番 岩本 誠司	7 番 澤田 誠規
8 番 西山 成彦	9 番 小島 久司	10 番 寺田 巧

2 番 保田 稔	3 番 川島 照久	4 番 井垣 水里
5 番 佐藤 千春	6 番 山本 大	7 番 浦田 久永

4. 欠席者（3名）

6 番 西山 讓	11 番 羽賀 大透
----------	------------

1 番 松本 功

5. 事務局等出席者

事務局長兼農地係長 小松 憲司 事務局主査 中田 真由

6. 付議案件

議案第 1 号	農地法第 3 条許可申請審査について
議案第 2 号	農地法第 5 条許可申請審査について
議案第 3 号	宿毛市農用地利用集積計画について

- 会 長 本日は雨の中、お集まりいただきありがとうございます。
 本日の会議終了後、高速道路（宿毛～内海）の計画について、高知県の
 担当者を招いて勉強会を行いますので、スムーズにいきたいと思いた
 しますのでご協力をお願いします。
- 議 長 これより、第837回宿毛市農業委員会の会議を開会します。
 「議事録署名委員」の指名をさせていただきます。議事録署名委員は、1番
 稲田 義敬委員、2番山口 一晴委員をお願いします。
 （なお、11番 羽賀 大透 委員、6番 西山 讓 委員、1番 松
 本 功委員、より宿毛市農業委員会規程第10条の規定による欠席の申
 出がありましたので、報告します。）
- 議 長 それでは早速ですが議事に入らせてもらいます。
- 事務局長 先程会長からもありましたように、本日の定例会終了後、高速道路に関
 する勉強会を開催するため、議事に入ります前に、いつもでしたら報告事
 項、議案審議が終わった後、最後にやっているんですけども、このタイ
 ミングで先に事務局から報告事項等を行いますので、よろしくお願いた
 します。
 まず初めに本日の議案について1点お断りがあります。この後ご審議い
 たします農地法第3条、受付番号2番の譲渡人の住所氏名は空欄となっ
 ておりますが、こちらにつきましてはさる2月25日の不動産公売会によ
 り落札された案件となっております。議案書及び関係者連絡先への譲
 渡人の表記について、こちらから登記した内容は全て空欄となってお
 りますが、本来でありましたら公売につきなどという表記を入れるべき
 ところを欠落しておりました。委員の皆さまには分かりづらく、ご迷
 惑をおかけいたしましたので、お詫びして訂正いたします。
- それでは4点ほど事務連絡です。座ったまま失礼いたします。
- （「令和2年度の目標及びその達成に向けた点検・評価（案）」と「令和3
 年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）」について）
 1点目は「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価
 （案）」と「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価
 （案）」についてです。
 このことについて内容は事務局で案を作成し、先月の総会にてご協議い

ただきました「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)」につきましては、4月7日から5月5日までの一か月間宿毛市のホームページに公開し意見等の募集を行いましたが、特段の意見はありませんでしたので報告いたします。今後、令和3年度の活動計画とあわせてホームページへ公表いたしますのでご報告いたします。

(産業祭における農業者年金等相談コーナー開設について)

2点目は産業祭における農業者年金等相談コーナーについてのお礼です。

先日開催されました産業祭での農業者年金等相談コーナーについては昨年は、新型コロナウイルスの影響で中止となり、2年ぶりの開催となりました。当日はあいにくの天候でしたが、農地・農業者年金等相談コーナー開設に際し、ご多忙のところ来場いただきました委員のみなさまお疲れさまでした。ありがとうございました。

残念ながら農業者年金の新規加入には至りませんでした。加入推進の取り組みとして1名でも多くの新規加入を目指し、目標達成に向けて委員の皆さまからも引き続き若い農業者や農業者年金に興味関心がありそうな方へご周知いただきますようお願いいたします。

(四国横断自動車道(宿毛～内海)計画概要の勉強会開催について)

3点目は、冒頭でもありました、この後開催される四国横断自動車道(宿毛～内海)計画概要の勉強会開催についてです。このことにつきましては、すでに委員の皆さまにご案内のとおり、先月21日に国土交通省から高知県ヘルートの素案が提出され、都市計画決定の手続きに着手することとなりました。

今後、高知県は関係市町村に対し都市計画案の作成に向けて、農地上の土地利用との調和、土地改良事業等との農業振興策の円滑な推進に関して農業委員会の意見を聴くなど事前に協議調整を行う必要があることから、本日農業委員会委員を対象に勉強会を開催することとなりました。

繰り返しにはなりますが、本日定例会終了後、高知県土木部都市計画課ほか関係職員による資料説明、質疑など意見交換を行い、勉強会を通じて四国横断自動車道(宿毛～内海)の計画について理解を深めていただきたいと思います。

なお、勉強会の開催時間は全体約30分から40分ほどの予定です。よろしく願いいたします。

(次回会議の日程について)

最後に次回会議の日程についてお知らせです。次回は6月3日(木)午後1時30分から行います。議案の締め切りは来週13日(木)、議案送付は27日(木)の予定です。事務局からは以上になります。

○議 長 議案第1号「農地法第3条許可申請審査について」を議題といたします。

○議 長 事務局と委員より議案の説明をお願いいたします。

○事務局員 議案第1号「農地法第3条許可申請審査」についてご説明いたします。
受付番号2番。場所は2ページに位置図をつけております。

大字宿毛。ホテルアバン宿毛裏側、松田川沿いに広がる農地のうちの1筆になります。

公売で、取得後は水稻を作る予定とのことです。公売に伴う売却決定通知書のほか、耕作計画書も添付されており、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えております。

受付番号3番。場所は3ページに位置図をつけております。

大字芳奈。芳奈口交差点から、県道橋上平田線の三叉路をさらに北上し、芳奈川沿いに広がる農地のうちの1筆になります。

譲渡人は、相続により農地を取得しておりましたが、このたび、地元の方へ農地を譲り渡すこととなりました。

売買で、取得後は野菜を作る予定とのことです。全部事項証明書のほか、耕作計画書等も添付されており、農地法3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えております。

以上2件、ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○議 長 続きまして、受付番号2番について、宿毛地区担当の山口委員より説明をお願いします。

○山口委員 **【議案書をもとに2番朗読】**

本人にも連絡を取り間違いないという事ですので、よろしく申し上げますということです。

○議 長 続きまして、受付番号3番について、芳奈地区担当の澤田委員より説明をお願いします。

成費 90 万円。全て自己資金 90 万円で賄う計画です。

農地区分につきましては、平田駅から概ね 300m 以内の距離に位置し、「第三種農地」と判断されることより転用に支障なしと考えております。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

続きまして、受付番号 2 番。所在地 和田（P 6）主要地方道宿毛津島線沿い、譲受人が経営するクリーニング会社本社工場の隣接した土地です。

譲受人は、工場敷地の西側擁壁が崩壊寸前となっており、修復、補修する必要があること、また、東側で使用している来客用及び従業員用の駐車場が手狭で、路上に停車する時が見受けられることから、これらを解消するため、転用申請地を従業員用の駐車場として利用し、あわせて来客用及び従業員駐車場として利用するものです。

なお、申請地は、良好な営農条件を備えている、いわゆる第 1 種農地であり、原則として転用はできませんが、既存の施設の拡張の場合は、例外規定に該当するとの事です。

「既存の施設の拡充」とは、既存施設の機能の維持、拡充等のため、既存の施設に隣接する土地に施設を整備することをいいます。既存の土地の面積は 1868.02 m²。転用申請地の面積は、898 m²で既存施設の敷地面積の 2 分の 1 以下であります。

農地転用に伴う、隣地農地同意書、土地利用計画図、事業計画書等必要書類も添付されております。

擁壁維持補修及び駐車場の設置に伴う面積は 898 m²。資金計画としましては、土地所得費 350 万円、土地造成費 660 万円。全て自己資金 1,010 万円で賄う計画です。

農地区分につきましては、第 1 種農地であります。先ほど説明した通り例外規定に該当することにより、転用に支障なしと考えております。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議 長 続きまして、受付番号 1 番について、平田地区担当の私の方から説明いたします。

○議 長 【議案書をもとに 1 番朗読】
先日 3 日の日に井垣委員と現地の方を確認しました。事務員さんと話しましたところ、間違いないのでよろしく申し上げますとのこと。

○議 長 続きまして、受付番号 2 番について、和田地区担当の稲田委員より説明

場所は大字黒川。平田駅から南、主要地方道土佐清水宿毛線を工業団地入口から三原方面に南下した、中筋川に面した農地のうちの1筆になります。

地目は田で、いちごを作るとの計画が出されています。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしている（別紙調査書）と考えております。

次に、受付番号23番について、ご説明いたします。新規設定です。

場所は大字二ノ宮。主要地方道宿毛津島線の二ノ宮保育園近く、松田川沿い北側に広がる農地のうちの1筆になります。

地目は田で、いちごを作るとの計画が出されています。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしている（別紙調査書）と考えております。

今回の利用権設定は以上です。

○議長 続きます、受付番号22番について、黒川地区担当の井垣委員お願いいたします。

○井垣委員 【議案書をもとに22番朗読】

5月4日の日に両方の本人と会いまして、間違いないということでしたが、借受人は現在農業公社の方で研修生としてやられているようで9月よりいちごを作るそうです。農業者年金のお話もし、パンフレットも渡してきました。

○議長 続きます、受付番号23番について、二ノ宮地区担当の山本委員お願いいたします。

○山本委員 【議案書をもとに23番朗読】

先日貸付人、仮受人とも会いまして間違いないとのこと。審議のほどよろしく申し上げます。

○議長 事務局と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

(審議中)

○浦田委員 22番のいちごを作るがに、971 m²のうちの842 m²って、結論言うとこれだけ貸すいう、田んぼの形がどうか私は知らんけど、貸し賃は842 m²分、なんかそういう話？

○議 長 書き方が間違えちやうがじゃないかね。僕の予想ながやけんど、ここは1反前後の田んぼながよ。そこに842 m²のハウスを建てちやうけん、その分だけを借りるいうなら、貸しちやるいうて、文書を出しちやうけんど実際は1反分借りて借り賃払うんじゃないろうかね。

○事務局長 会長がおっしゃったお見込みの通りです。

○川島委員 22番も、23番も研修生として二ノ宮で勉強しよるが。この子ら田んぼ持ってないけど、更地ながよね。それやったら借りないかん。それやけんどハウスを建てるいうことでお願いしますいうことで。やるのは間違いない。そういうことです。

○浦田委員 通常そうでしょうね。たぶん1筆を借りてハウスを建つがんなその通りやろう。けんど分からんけん、申請の括弧書き要らんじやいか。

○議 長 他に意見はございませんか。

(「なし」との声あり)

○議 長 これより採決をいたします。

議案第3号「宿毛市農用地集積計画について」2件の報告があり、審議の結果問題ないということですので、原案のとおりこの計画を適当と認め市に通知することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議 長 異議なしということですので、「議案第3号」2件は、市に通知することに決しました。

(協議事項)

○議 長 続きまして、協議事項に入ります。
非農地の報告について事務局と委員よりお願いいたします。

- 事務局長 非農地証明についてご報告いたします。
受付番号5番。所在地 平田町戸内・西寺尾地区
登記地目 田2筆（P9）
場所は国道56号線、延光寺入口交差点を市道へ進み、西寺尾地区内、申請者自宅の隣接地で、平成14年に倉庫を建築し、田として使用しておらず現在に至っております。
以上1件につき、農地への復帰は困難と考えます。
ご審議のほどよろしくお願いたします。
- 議 長 続きます、受付番号5番について、戸内地区担当の私の方から説明いたします。
- 【議案書をもとに5番朗読】**
- これも3日の日に井垣委員と現地を確認に行きまして、申請者と3人でお話をしまして、当時農地から宅地へ転用することを知らなくて、倉庫を建てたので今のままになっておりますと聞きました。倉庫は建っており、もう農地には戻らないと思いますのでお願いします。
- 議 長 事務局と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。
- （審議中）
- 議 長 ほかにご意見、ご質問はございませんか。
- （「なし」との声あり）
- 議 長 これより採決をいたします。
非農地証明1件につきましては、審議の結果問題ないということで、適当と認め証明することにご異議ございませんか。
- （「異議なし」との声あり）
- 議 長 異議なしということですので、非農地証明1件は、証明することに決しました。

○議 長 それでは、最後ですが、先々月ぐらいでしたかね、耕作放棄地解消に向けた取り組みについて話し合ってきましたが、なかなか話が付かず、今度の総会の後、めいめい草刈り機等を持ってきて、どうしてもという人は欠席しても構いませんので、来月の議案書を送付する時に事務局に詳しい内容を書いて送るようにしますので、よろしくをお願いします。

議 長 それでは、以上で今期定例会議の議事は全て終了いたしました。これで第837回宿毛市農業委員会会議を閉会します。

午後2時30分閉会

令和3年5月7日

会 長

農業委員

農業委員